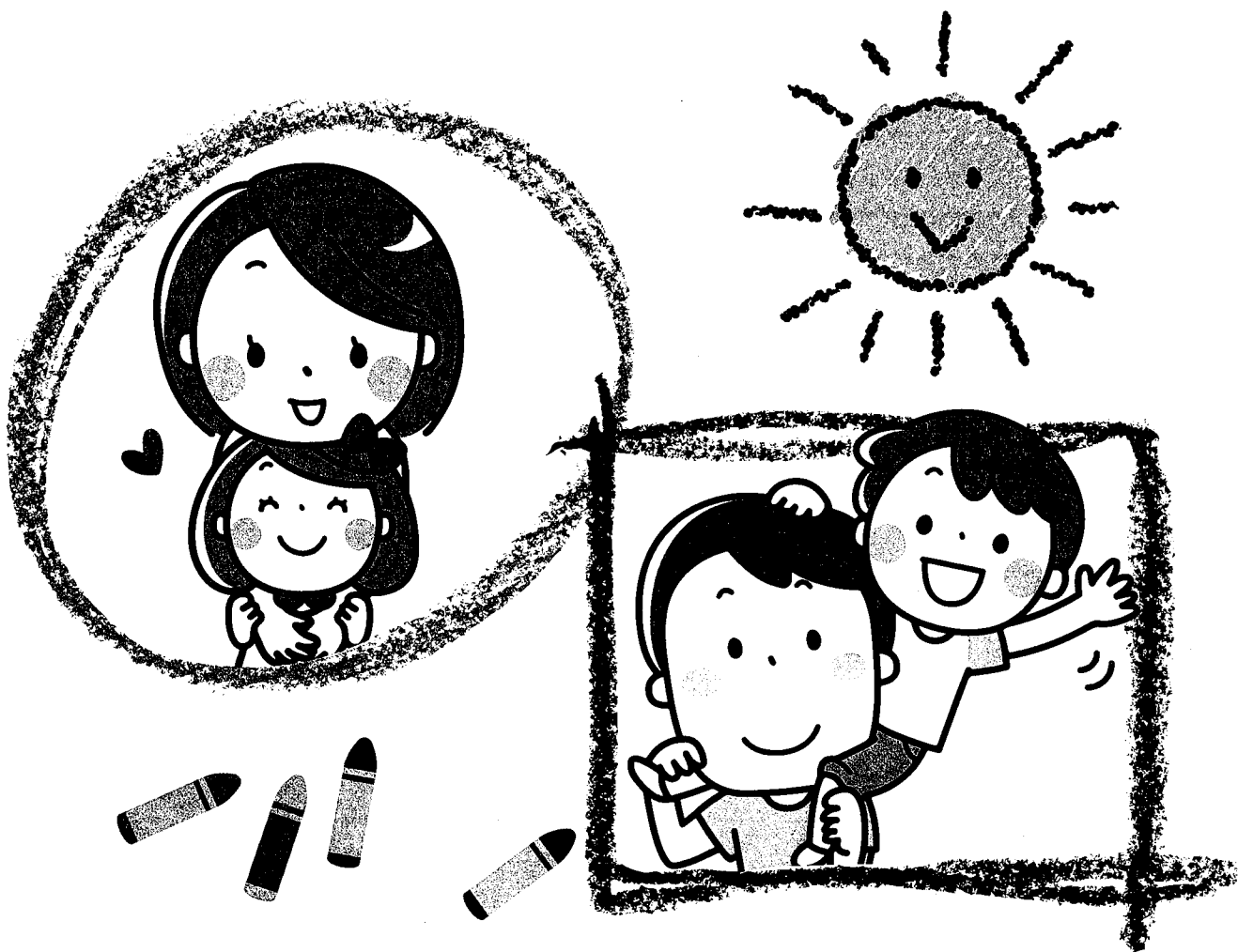


ひとり親家庭のみなさんへ

このしおりは、ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）のみなさんに関わりのある制度等を紹介したものです。どうぞご利用ください。



令和5年度

茨城県福祉部子ども政策局
青少年家庭課

—ひとり親家庭の皆様を応援します！—

県や市町村などでは、ひとり親家庭の皆様へ、様々な支援を実施しております。お一人で悩まず、まずは最寄の相談窓口へご連絡ください。

仕事に関する悩み	以下の支援があります！ 該当箇所をご覧ください。
・仕事に関する相談がしたい。アドバイスがほしい。	(1ページ) I-1
・仕事に就くための資格取得を支援してほしい。	(1ページ) I-2、I-3 (2ページ) I-4、I-5、I-6
・仕事をあっせんしてほしい。	(2ページ) I-7、I-8

家計などお金に関する悩み	以下の支援があります！ 該当箇所をご覧ください。
・経済的な援助を受けたい。	(3ページ) II-1、(5ページ) II-2
・子どもの学費に関する支援がほしい。	(3ページ) II-1、(5ページ) II-2
・その他生活費や養育費などに困っている。	(5ページ) II-3、II-4、II-5

生活に関する悩み	以下の支援があります！ 該当箇所をご覧ください。
・ひとり親になったけれどこれからどうすればいいか相談したい。	(6ページ) III-1、III-2、III-3
・子育てや医療費などへの支援がほしい。	(6ページ) III-4、III-5 (7ページ) III-6、III-7、III-8
・安心して暮らせる場所などについて相談したい。	(7ページ) III-9、III-10

相談先に関する悩み	以下の支援があります！ 該当箇所をご覧ください。
・どこに相談すればいいのか分からない。 ・どのような支援機関があるか知りたい。 ・支援機関の所在地や連絡先が知りたい。	(8、9ページ) 県や市町村の相談窓口をまとめました。住所や電話番号確認にご利用いただけます。

1 仕事に関する支援

仕事に関する相談等の支援

I-1 母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当を受給されている方に対し、各県民センター県民福祉課（地域福祉室）又は福祉相談センター地域福祉課に配置されている母子・父子自立支援プログラム策定員が、個々のニーズに応じた、就業・生活等の支援計画を作成し、きめ細やかな支援を行うことにより、自立をサポートする事業です。

お問い合わせ先	県民センター又は福祉相談センター（8ページ）
---------	------------------------

仕事に就くための資格取得に関する支援

I-2 自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険法による教育訓練給付制度に定める対象講座等を受講した場合、修了後に受講料の一部を支給します。ただし、既に講座の受講を開始されている方は、対象外となります。

〈対象者〉 児童扶養手当受給者又は同様の所得水準にあるひとり親家庭の父母

〈対象講座〉 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など

〈支給額〉 【一般教育訓練給付金及び特定一般教育訓練給付金】受講料の6割相当額（上限額20万円）
【専門実践教育訓練給付金】受講料の6割相当額（上限160万円）

※雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格のある方は、一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額を支給。

お問い合わせ先	県民センター又は福祉相談センター（8ページ）
---------	------------------------

I-3 高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の父母が、就職に有利な看護師、保育士や介護福祉士等の資格を取得するために、養成機関で1年以上修学する場合、給付金を支給します。

〈対象者〉 以下のいずれも満たすひとり親家庭の父母

①児童扶養手当受給者又は同様の所得水準にある方

②養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方

※令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合は、6ヵ月以上。

③就業又は育児と修業の両立が困難である方

※過去に当給付金を受給されていた方は対象外となりますのでご注意ください。

〈対象資格〉 ①看護師（准看護師を含む） ②保育士 ③介護福祉士 ④作業療法士 ⑤理学療法士
⑥歯科衛生士 ⑦美容師 ⑧社会福祉士 ⑨製菓衛生士 ⑩調理師 ⑪シスコシステムズ認定資格 ⑫LPI認定資格 ⑬その他

〈支給額〉 住民税非課税世帯：月額100,000円（最後の12ヵ月は月額140,000円）

住民税課税世帯：月額70,500円（最後の12ヵ月は月額110,500円）

〈支給期間〉 上限48ヵ月

※ 本事業を利用するためには、就学前に受給資格の審査や資格取得の見込み等について、事前相談を行うことが必要となります。

お問い合わせ先	県内町村にお住まいの方	県民センター又は福祉相談センター（8ページ）
	県内市にお住まいの方	市の福祉担当課（8ページ）

I-4 高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金等事業を利用して、就職に有利な資格の取得を目指す方に対し、養成機関の入学準備金と卒業時の就職準備金を貸し付けます。※融資制度ですので、原則償還（返還）が必要です。

（貸付額） 入学準備金：500,000円

就職準備金：200,000円

※養成機関卒業後、1年以内に就職し、県内において、5年間就業を継続した場合、返還免除になります。

住宅支援資金：40,000円（月額）

※1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間就業を継続した場合、償還免除になります。

お問い合わせ先	茨城県母子寡婦福祉連合会（9ページ）
---------	--------------------

I-5 ひとり親高校卒業認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親又は児童の方が、高校卒業認定試験のための講座を受けて修了した場合並びに高校卒業程度認定試験に合格した場合に給付金（受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計で上限15万円）を支給します。

お問い合わせ先	県内町村にお住まいの方	県民センター又は福祉相談センター（9ページ）
	県内市にお住まいの方	市の福祉担当課※（8ページ）

※事業を実施していない市もあります。

I-6 離職者等訓練事業（託児サービス付コース、育児等両立支援コース）

パソコンの基礎から応用までの操作方法、簿記会計の知識等、就職に必要な知識・技能を修得するための職業訓練を行います。小学校就学前の児童がいる方は、託児サービスを利用できるコースがあります。また、小学校6年生までの児童がいる方などを主な対象とした、他のコースより1日の訓練時間が短い（4時間程度）育児等両立支援コースもあります。

お問い合わせ先	お近くのハローワーク又は県立産業技術専門学院（9ページ）
---------	------------------------------

仕事のあっせんなどに関する支援

I-7 トライアル雇用制度

母子家庭の母等を対象に、常用雇用（雇用期間の定めのない雇用）への移行を前提に、一定期間の試行雇用を行い、適性・能力等について求人事業主との相互理解を深め、安定的な就業の場の確保を図ります。

お問い合わせ先	お近くのハローワーク（9ページ）
---------	------------------

I-8 生活保護受給者等就労自立促進事業

地方自治体（福祉事務所等）とハローワークが連携して、生活保護受給者や児童扶養手当を受給されている方々への就職支援を行う事業です。個人に合った就労支援メニューを提供しながら、両者共同で早期の就職を目指します。

お問い合わせ先	お近くのハローワーク又は県民センター、福祉相談センター、市の福祉担当課（8、9ページ）
---------	---------------------------------------------

家計や子の学費などに対する経済的な支援

Ⅱ-1 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

母子家庭や父子家庭の方などに対して、下記の資金を貸し付けます。※融資ですので、償還（返済）が必要です。

<母子・父子・寡婦福祉資金貸付金一覧>

資金の種類	貸付金の内容	貸付限度額			据置期間 (最長)	償還期限 (最長)	利率	
		学校等種別	通学区分	限度額 (月額・円)				
修学資金	<p>20歳未満の児童が高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校で修学するために必要な費用（授業料、書籍代、交通費等）</p> <p>※日本学生支援機構から奨学金の貸付を受けている方については、奨学金の貸与月額と修学資金の貸付限度額との差額を限度として、貸付を行います。</p> <p>※他の機関の同種の資金との併用は不可となります。</p> <p>※修学資金の貸付けにより修学をする者が、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づく高等教育の修学支援新制度による授業料減免又は給付型奨学金（学資支給金）を受けるときは、所定の額から当該授業料減免及び給付型奨学金の額に相当する額を控除した額を限度額とします。</p> <p>※児童扶養手当法施行令第4条に基づく前年所得が682万円（年収900万円）を超える場合は限度額が異なります。</p>	高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	27,000	就学終了後 6ヵ月	20年以内 専修（一般） 5年以内	無利子 (原則親が借受人。子が借受人の場合は親等が連帯保証人になること。親が借受人の場合は連帯保証人は不要；修業資金、就職支度資金（児童に係るものに限る）及び就学支度資金についても同様)
				自宅外通学	34,500			
		私立	自宅通学	45,000				
			自宅外通学	52,500				
		高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500 (4・5年次は67,500)			
				自宅外通学	33,750 (4・5年次は76,500)			
			私立	自宅通学	48,000 (4・5年次は98,500)			
				自宅外通学	52,500 (4・5年次は115,000)			
		専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	67,500			
				自宅外通学	78,000			
			私立	自宅通学	89,000			
				自宅外通学	126,500			
		短期大学	国公立	自宅通学	67,500			
				自宅外通学	96,500			
			私立	自宅通学	93,500			
				自宅外通学	131,000			
大学	国公立	自宅通学	71,000					
		自宅外通学	108,500					
	私立	自宅通学	108,500					
		自宅外通学	146,000					
大学院	国公立	修士課程	132,000					
		博士課程	183,000					
	私立	修士課程	132,000					
		博士課程	183,000					
専修学校（一般課程）			52,500					

(次のページに続きます。)

<母子・父子・寡婦福祉資金貸付金一覧(続き)>

資金の種類	貸付金の内容	貸付限度額	据置期間 (最長)	償還期限 (最長)	利 率
就学支度資金	20歳未満の児童が小学校、中学校、高校、大学及び修業施設に入学、入所するために必要な費用(被服費等) ※他の機関の同種の資金との併用は不可	小学校 64,300円 中学校 81,000円 国公立高校・専修学校一般課程 160,000円※ 私立高校・専修学校高等課程 420,000円※ 国公立大学・国公立専修学校専門課程 420,000円※ 私立大学・私立専修学校専門課程 590,000円※ ※自宅通学の場合は、10,000円差引いた額 国公立大学院 380,000円 私立大学院等 590,000円	就学終了後 6ヵ月	就学 20年以内 専修(一般) 5年以内	無利子 (修学資金に同じ)
技能習得資金	父母が事業を始めたり、就職するために必要な知識技能を習得するための費用(訪問介護員、パソコン、栄養士等)	【一般】 月額 68,000円 【特別】 一括 816,000円 運転免許 460,000円	知識技能習得期間 満了後 1年	20年以内	保証人有: 無利子 保証人無: 年1%
修業資金	20歳未満の児童が事業を始めたり就職するために必要な知識技能を習得するために必要な費用	月額 68,000円 (高3在学で就職希望の児童が運転免許を取得する場合) 460,000円	知識技能習得期間 満了後 1年	20年以内	無利子 (修学資金に同じ)
就職支度資金	父母又は20歳未満の児童が就職するために直接必要な費用(被服等の購入費等)	【一般】 105,000円 【特別】 340,000円	貸付けの日から 1年	6年以内	母: 保証人有: 無利子 保証人無: 年1% 児童: 保証人の有無に係らず無利子
医療介護資金	1年以内の医療又は介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受けるために必要な費用	【医療】 340,000円 【特別】 480,000円 【介護】 500,000円	医療又は介護期間 満了後 6ヵ月	5年以内	保証人有: 無利子 保証人無: 年1%
生活資金	父母が、①知識技能を習得している間②医療若しくは介護を受けている間③母子家庭又は父子家庭になって7年未満④失業して1年以内の生活を安定・継続するために必要な生活費⑤児童扶養手当制度における所得制限未満の所得となって原則3か月以内の生活を安定・継続するために必要な生活費 ※③④については、おおむね6ヶ月以内に経済的自立が見込める方。	【一般】 月額 108,000円 【技能】 月額 141,000円 (ただし母が生計の中心者でないとき 69,000円) ※⑤については、児童扶養手当に準拠した額(全部支給の額)の範囲内。	①知識技能習得後 ②医療若しくは介護期間満了後 ③生活安定貸付期間満了後 ④失業貸付期間満了後 ⑤緊急生活安定貸付期間満了後 6ヵ月	①技能習得 20年以内 ②医療又は介護 5年以内 ③生活安定貸付 8年以内 ④失業 5年以内 ⑤緊急生活安定貸付 10年以内	保証人有: 無利子 保証人無: 年1%
住宅資金	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するために必要な費用	特別 1,500,000円 2,000,000円	貸付けの日から 6ヵ月	6年以内 (特別)7年以内	保証人有: 無利子 保証人無: 年1%
転宅資金	住居を移転するため住宅の賃借に際し必要な費用(敷金等)	260,000円	貸付けの日から 6ヵ月	3年以内	保証人有: 無利子 保証人無: 年1%
結婚資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な費用	310,000円	貸付けの日から 6ヵ月	5年以内	保証人有: 無利子 保証人無: 年1%
事業開始資金	事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等)を開始するために必要な設備、什器、機械等の購入資金	個人 3,260,000円 団体 4,890,000円	貸付けの日から 1年	7年以内	保証人有: 無利子 保証人無: 年1%
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	個人 1,630,000円 団体 1,630,000円	貸付けの日から 6ヵ月	7年以内	保証人有: 無利子 保証人無: 年1%

- この資金の貸付けにあたっては、資金の必要性や返済についての審査があります。審査には日数を要しますので、余裕をもって相談してください。
- 償還の方法は、年賦、半年賦、月賦いずれかの元利均等償還です。
- この資金の償還にあたり滞納があった場合、元利金につき年3%の違約金が発生します。
- 融資を受けたいときは、事前調査等所要の手続きが伴います。

お問い合わせ先 県民センター又は福祉相談センター(申請は市町村の福祉担当課)(8ページ)

II-2 母子福祉小口融資資金

母子家庭の母等が、日常生活のうえでお金が必要になったとき、10万円まで無利子で借りることができます（教育用資金については、20万円まで）。

※この資金は、（社福）茨城県母子寡婦福祉連合会が貸付けを行っています。

お問い合わせ先 市町村の母子寡婦福祉会又は茨城県母子寡婦福祉連合会（9ページ）

生活費・養育費に関する支援

II-3 児童扶養手当

児童扶養手当は、ひとり親家庭等に対して支給されるもので、お子さんが健やかに成長するために役立ててもらおうというものです。

〈手当を受ける資格〉

児童扶養手当を受けることのできる方は、次の条件の児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、身体又は精神に障害のある場合は20歳未満の児童）を監護している母親、監護し生計を同じくする父親、もしくはこれらの児童を養育している方です。

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が一定の障害の状態にある児童
- ・父又は母の生死が明らかでない児童
- ・父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父又は母が引き続き1年以上拘束されている児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童
- ・母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

〈支給を受けるための手続〉

手当を受けたいときは、お住まいになっている市町村の窓口申請してください。

〈手当の月額〉R5年4月から ※所得が一定以上の家庭については、支給停止をすることがあります。

区分	児童1人	児童2人目の加算額	児童3人目以降の加算額
全部支給	44,140円	10,420円	6,250円
一部支給 (所得に応じて決定)	44,130円～10,410円	10,410円～5,210円	6,240円～3,130円

お問い合わせ先 市町村福祉担当課、県民センター又は福祉相談センター（8、9ページ）

II-4 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）※令和5年度限り

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、ひとり親世帯を支援するため、特別給付金を支給します。

〈給付額〉児童1人当たり一律5万円

令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方は申請不要で、既に支給しています。その他の方は申請が必要となりますので、お住まいになっている市町村の窓口申請してください。

II-5 養育費相談

茨城県母子寡婦福祉連合会が県からの委託を受けて、ひとり親家庭等の父母や離婚を考える父母等を対象に、弁護士による専門相談等により、養育費の支払いの履行の相談などに応じます。

お問い合わせ先 茨城県母子寡婦福祉連合会、母子・父子福祉センター、ひとり親家庭等自立支援センター（9ページ）

Ⅲ 生活に関する支援

ひとり親に関する相談支援

Ⅲ-1 母子・父子自立支援員

県の県民センター県民福祉課（県内4カ所）及び福祉相談センター地域福祉課（水戸）にて、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付をはじめ、母子家庭、父子家庭や寡婦の方のあらゆるご相談に応じています。

また、一部の市（日立市、石岡市、笠間市、鹿嶋市、潮来市、那珂市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市）の福祉事務所にも配置されています。

お問い合わせ先	各配置市担当課、県民センター又は福祉相談センター（8ページ）
---------	--------------------------------

Ⅲ-2 母子・父子福祉センター

茨城県母子寡婦福祉連合会が県からの委託を受けて生活全般（生活、身上、教育、生業等）にわたる相談に応じます。また、宿泊施設、会議施設のご利用もできます。

お問い合わせ先	茨城県母子寡婦福祉連合会、母子・父子福祉センター（9ページ）
---------	--------------------------------

Ⅲ-3 女性相談員による自立支援相談

茨城県母子寡婦福祉連合会が県からの委託を受けて、ひとり親家庭等への生活面全般に関する相談に応じ、女性相談員が自立に向け様々な支援策をお伝えします。

お問い合わせ先	茨城県母子寡婦福祉連合会、ひとり親家庭等自立支援センター（9ページ）
---------	------------------------------------

子育てや医療費などへの支援

Ⅲ-4 日常生活支援事業

母子家庭・父子家庭の方が、就職活動などの自立促進のため又は疾病などの社会的理由により一時的に介護や保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員の派遣が受けられる日常生活支援事業をご利用いただけます。ご利用単位は、1時間からとなっております。費用は無料です。

お問い合わせ先	市町村の福祉担当課、市町村の母子寡婦福祉会又は茨城県母子寡婦福祉連合会（8、9ページ）
---------	---------------------------------------------

Ⅲ-5 子育て短期支援事業

母子家庭等の方が病気や仕事などの理由で、お子さんの養育が一時的に困難になった場合に里親や施設でお子さんをお預かりします。また、費用は利用者の所得に応じて負担していただきます。

お問い合わせ先	市町村の福祉担当課（8ページ）
---------	-----------------

Ⅲ-6 ひとり親家庭医療費助成制度

18歳未満（障害がある場合や高校に在学している場合は20歳未満）の児童とその母又は父で一定の所得以下の方に対して、医療費を助成する制度があります。

お問い合わせ先	市町村の医療福祉担当課
---------	-------------

Ⅲ-7 鉄道（JR）定期券の割引

児童扶養手当の支給を受けている世帯の方が、JRの通勤定期乗車券を3割引ぎで購入できます。割引を受けたい方は、購入証明書（特定者用資格証明書（写真添付）及び特定者用定期乗車券購入証明書・市町村で発行）をJR各駅窓口へ提示のうえ、通勤定期乗車券を購入してください。

お問い合わせ先	市町村の福祉担当課（8ページ）
---------	-----------------

Ⅲ-8 親子すこやか交流事業

母子家庭、父子家庭等を対象にキャンプ又はレクリエーション等を各市町村の母子寡婦福祉会を単位として行います。

お問い合わせ先	市町村の福祉担当課又は市町村の母子寡婦福祉会（8ページ）
---------	------------------------------

生活場所などに関する支援

Ⅲ-9 茨城県女性相談センター

配偶者からの暴力（DV）をはじめとした女性に対する様々な暴力や家庭内トラブル等、女性が抱える問題について相談に応じています。

お問い合わせ先	【茨城県女性相談センター】TEL 029-221-4166
---------	-------------------------------

Ⅲ-10 母子生活支援施設

離婚等により生活や子どもの養育が困難になった母子家庭の方が、生活の場として母と子どもが一緒に利用できる施設です。就労・家庭生活・児童の教育等に関する相談や助言を行い、入所者が自立できるよう支援します。

母子生活支援施設は、様々な困難を抱えるお母さんと子どもが安心・安全な環境の中で、かけがえのない自分を取り戻すこと、また、子どもたちは、その場所で大切にされる体験を積み重ね、大人への信頼感や自己肯定感を取り戻すことを支援しています。

お問い合わせ先	市町村福祉担当課、県民センター又は福祉相談センター（8ページ）
---------	---------------------------------

【茨城県の相談窓口】

■ 県民センター（福祉事務所）

県民センターでは、県の福祉施策の窓口として、みなさんの福祉に関する様々な仕事を幅広く行っています。お近くの県民センターにお問い合わせ下さい。

事務所名	郵便番号	住所	電話番号	管轄市町村
県北県民センター 県民福祉課 地域福祉室	〒313-0013	常陸太田市山下町 4119	0294-80-3321	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町
鹿行県民センター 県民福祉課	〒311-1593	鉾田市鉾田 1367-3	0291-33-6264	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
県南県民センター 県民福祉課 地域福祉室	〒300-0051	土浦市真鍋 5-17-26	029-825-2035	土浦市、石岡市、龍ケ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
県西県民センター 県民福祉課 地域福祉室	〒308-8510	筑西市二木成 615	0296-24-9155	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町
福祉相談センター 地域福祉課	〒310-0011	水戸市三の丸 1-5-38	029-226-1513	水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村

【市町村の相談窓口】

市役所や町村役場の福祉担当課では、あらゆる福祉の窓口として、みなさんのいろいろなご相談に応じています。

市町村	母子福祉主管課	電話番号	市町村	母子福祉主管課	電話番号	市町村	母子福祉主管課	電話番号
水戸市	子ども政策課	029-232-9176	牛久市	子ども家庭課	029-873-2111	鉾田市	子ども家庭課	0291-36-7935
	子育て支援課	029-232-9111	つくば市	子ども政策課	029-883-1111	つくばみらい市	おやこ・まるまるサポートセンター	0297-44-8822
日立市	子育て支援課	0294-22-3111	ひたちなか市	子ども政策課	029-273-0111	小美玉市	子ども課	0299-48-1111
土浦市	子ども政策課	029-826-1111	鹿嶋市	子ども相談課	0299-82-2911	茨城町	子ども課	029-292-1111
古河市	子ども福祉課	0280-92-3111	潮来市	子育て支援課	0299-63-1111	大洗町	子ども課	029-212-7560
石岡市	子ども福祉課	0299-23-1111	守谷市	のびのび子育て課	0297-45-1111	城里町	福祉子ども課	029-288-3111
結城市	子ども福祉課	0296-34-0427	常陸大宮市	子ども課	0295-52-1111	東海村	子育て支援課	029-282-1711
龍ケ崎市	子ども家庭課	0297-64-1111	那珂市	子ども課	029-229-3511	大子町	福祉課	0295-72-1117
下妻市	子育て支援課	0296-45-8100	筑西市	子ども課	0296-24-2104	美浦村	子育て支援課	029-885-0340
常総市	子ども課	0297-23-2111	坂東市	子ども課	0297-35-2121	阿見町	子ども家庭課	029-888-1111
常陸太田市	子ども福祉課	0294-72-3111	稲敷市	子ども支援課	029-892-2000	河内町	福祉課	0297-84-2111
高萩市	子育て支援課	0293-23-2129	かすみがうら市	子育て支援課	0299-59-2111	八千代町	子ども家庭課	0296-49-6313
北茨城市	子育て支援課	0293-43-1111	桜川市	児童福祉課	0296-75-3156	五霞町	健康福祉課	0280-84-1111
笠間市	子ども福祉課	0296-77-1101	神栖市	子ども福祉課	0299-90-1205	境町	子ども未来課	0280-81-1301
取手市	子育て支援課	0297-74-2141	行方市	子ども福祉課	0299-55-0111	利根町	子育て支援課	0297-68-2211

【その他の窓口】

■ 社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉連合会

母子家庭や寡婦の方の自立支援と福祉の向上のために、母子・父子福祉センターの運営などをはじめとした、様々な支援を実施しています。

〒310-0065 水戸市八幡町 11-52

● 法人事務局

TEL 029-221-7505

● 母子・父子福祉センター（ひとり親家庭等自立支援センター）TEL 029-221-8497

■ ハローワークマザーズコーナー

子育てをしながら就職を希望している方に、希望やニーズ・状況に応じた就職実現プランの策定、予約による担当者制の職業相談、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供等の再就職支援を行っています。

実施場所	ハローワーク水戸、ハローワーク日立、ハローワーク土浦、ハローワーク古河、ハローワーク龍ケ崎、ハローワーク常陸鹿嶋
------	----------------------------------------------------------

■ ハローワーク（公共職業安定所）

名称	住所	電話番号
ハローワーク水戸	水戸市水府町 1573-1	029-231-6221
ハローワーク笠間	笠間市石井 2026-1	0296-72-0252
ハローワーク日立	日立市若葉町 2-6-2	0294-21-6441
ハローワーク筑西	筑西市成田 628-1	0296-22-2188
ハローワーク下妻	下妻市下妻乙 124-2	0296-43-3737
ハローワーク土浦	土浦市穴塚 1838	029-822-5124
ハローワーク古河	古河市東 3-7-23	0280-32-0461
ハローワーク常総	常総市水海道天満町 4798	0297-22-8609
ハローワーク石岡	石岡市東石岡 5-7-40	0299-26-8141
ハローワーク常陸大宮	常陸大宮市野中町 3083-1	0295-52-3185
ハローワーク龍ケ崎	龍ケ崎市若柴町 1229-1	0297-60-2727
ハローワーク高萩	高萩市本町 4-8-5	0293-22-2549
ハローワーク常陸鹿嶋	鹿嶋市宮中 1995-1	0299-83-2318

■ 民生委員（児童委員・主任児童委員）

民生委員（児童委員・主任児童委員）は地区ごとにより、福祉事務所などと協力して活動し、生活に困っている方や、子ども・家庭に関する心配ごとのある方などの相談相手となっています。

■ 県立産業技術専門学院

職業能力開発促進法に基づき、県が設置している職業能力開発校です。職業訓練の内容、入学に関するご相談は各学院までお問い合わせください。

名称	住所	電話番号
茨城県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院	水戸市下大野町6342	029-269-2160
茨城県立日立産業技術専門学院	日立市西成沢町3-9-1	0294-35-6449
茨城県立鹿島産業技術専門学院	鹿嶋市林572-1	0299-69-1171
茨城県立土浦産業技術専門学院	土浦市中村西根番外50-179	029-841-3551
茨城県立筑西産業技術専門学院	筑西市玉戸1336-54	0296-24-1714

発行：茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 TEL 029-301-2183